



鳥取県公報

令和3年6月1日(火)
号外第60号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (34) (くらしの安心推進課) 3
-------	---

公布された規則のあらまし

◇食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 規則の制定理由

食品衛生法の一部が改正されたこと等に伴い、鳥取県食品衛生条例施行規則及び鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則について所要の改正を行うとともに、魚介類行商の許可等について定めた鳥取県魚介類行商条例施行規則を廃止する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県食品衛生条例施行規則の一部改正

ア 食品衛生法の一部が改正され、法令において公衆衛生上必要な措置の基準が規定されることに伴い、規則に規定する公衆衛生上実施することが望ましい措置に係る規定を削る。

イ 公衆衛生の見地から必要な基準が見直されたことに伴い、営業の許可の有効期間を改める。

ウ 食品衛生法の一部が改正され、営業届出制度が創設されたことに伴い、営業届出書の様式等を定める。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正

ア ふぐ処理試験の科目を次のとおりとする。

(ア) 水産食品の衛生に関する知識

(イ) ふぐに関する一般知識

(ウ) ふぐ処理の実技（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

イ 条例の一部が改正され、ふぐ処理師試験に係る受験資格を設けないこととされたことに伴い、受験願書に添付することとされていた書類の一部について添付を不要とする。

ウ ふぐ取扱い営業の認証の申請等について定めた規定を削る。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 鳥取県魚介類行商条例施行規則は、廃止する。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県食品衛生条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県食品衛生条例施行規則(昭和49年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 政令第5条第3項の規定による試験品の採取量は、<u>別表</u>のとおりとする。ただし、総合事務所長が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p>	<p>第7条 政令第5条第3項の規定による試験品の採取量は、<u>別表第1</u>のとおりとする。ただし、総合事務所長が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">(公衆衛生上実施することが望ましい措置の基準)</p> <p><u>第10条 条例第3条の2第1項の認定を受けている施設以外の施設において条例第3条第2項の公衆衛生上実施することが望ましい措置は、別表第2のとおりとする。</u></p>
<p>(鳥取県HACCP適合施設の認定)</p> <p><u>第10条 条例第3条第1項</u>の規定による申請は、知事に次に掲げる書類を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第3条第2項第1号から第6号までの規定により<u>作成し、又は定めた危害要因、重要管理点、管理基準、モニタリングの方法、改善措置及び同号に規定する手順</u>について記載した書類</p> <p>(3) 条例<u>第3条第2項第7号</u>に規定する記録</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>法第55条第1項</u>の許可を受ける必要がない施設にあっては、施設の構造を記載した図面</p> <p>(6) 略</p> <p>2 知事は、<u>条例第3条第1項</u>の認定をしたとき、又は同条第3項の更新をしたときは、当該認定又は更新を受けた者(以下「認定事業者」という。)に対し、様式第6号の3による認定証を交付するものとする。</p>	<p>(鳥取県HACCP適合施設の認定)</p> <p><u>第10条の2 条例第3条の2第1項</u>の規定による申請は、知事に次に掲げる書類を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第3条の2第2項第1号から第5号までの規定により<u>特定し、又は設定した危害物質、重要管理点、管理基準、モニタリングの方法及び改善措置</u>について記載した書類</p> <p>(3) 条例別表第1の1の項(5)の<u>カの(エ)</u>に規定する記録</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>法第52条第1項</u>の許可を受ける必要がない施設にあっては、施設の構造を記載した図面</p> <p>(6) 略</p> <p>2 知事は、<u>条例第3条の2第1項</u>の認定をしたとき、又は同条第3項の更新をしたときは、当該認定又は更新を受けた者(以下「認定事業者」という。)に対し、様式第6号の3による認定証を交付するものとする。</p>

3 条例第3条第2項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 法第48条第1項に規定する食品衛生管理者（以下「食品衛生管理者」という。）又は省令別表第17に規定する食品衛生責任者（同表第1号ロ(3)に規定する都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を修了した者と同等の知識を有する者として都道府県知事等が認めたものを含む。以下「食品衛生責任者」という。）並びに製品についての知識及び専門技術を有する者で構成される班を編成すること。

(2) 次に掲げる書類を作成すること。

ア・イ 略

ウ 条例第3条第2項第2号に規定する重要管理点を定める必要がない場合にあつては、その理由を記載した書類

エ 条例第3条第2項第6号の規定により行う検証の結果を記録した書類

(3) 略

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法第55条第2項各号のいずれかに該当する者

イ 条例第3条第4項の規定により同条第1項の認定を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

ウ～カ 略

4 条例第3条第3項の規則で定める期間は、同条第1項の認定の日又は同条第3項の更新の日から9年以内で法第55条第1項の許可の有効期間の末日（当該許可を受ける必要がない施設にあつては、別に定める日）までとする。

5 条例第3条第3項の更新を受けようとする者は、前項に規定する期間の末日の20日前までに知事に更新の申請をしなければならない。

(認定事業者の地位の承継)

第10条の2 略

(認定事業者の変更の届出)

第10条の3 認定事業者は、住所若しくは氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称若しくは代表者の氏名）、施設の名称、屋号若しくは商号又は第10条の2第1項第2号に規定する書類に記載した事項に変更があつた場合は、速やかに様式第6号の5による届書を知事に提出しなければならない。

3 条例第3条の2第2項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 法第48条第1項に規定する食品衛生管理者（以下「食品衛生管理者」という。）又は条例別表第1の1の項(7)のアに規定する食品衛生責任者（以下「食品衛生責任者」という。）並びに製品についての知識及び専門技術を有する者で構成される班を編成すること。

(2) 次に掲げる書類を作成すること。

ア・イ 略

ウ 条例第3条の2第2項第2号に規定する重要管理点を定める必要がない場合にあつては、その理由を記載した書類

エ 条例第3条の2第2項第6号の規定により行う検証の結果を記録した書類

(3) 略

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法第52条第2項各号のいずれかに該当する者

イ 条例第3条の2第4項の規定により同条第1項の認定を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

ウ～カ 略

4 条例第3条の2第3項の規則で定める期間は、同条第1項の認定の日又は同条第3項の更新の日から9年以内で法第52条第1項の許可の有効期間の末日（当該許可を受ける必要がない施設にあつては、別に定める日）までとする。

5 条例第3条の2第3項の更新を受けようとする者は、前項に規定する期間の末日の20日前までに知事に更新の申請をしなければならない。

(認定事業者の地位の承継)

第10条の3 略

(認定事業者の変更の届出)

第10条の4 認定事業者は、住所若しくは氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称若しくは代表者の氏名）、施設の名称、屋号若しくは商号又は第10条の3第1項第2号に規定する書類に記載した事項に変更があつた場合は、速やかに様式第6号の5による届書を知事に提出しなければならない。

<p>(公衆衛生の見地から望ましい営業施設の基準)</p> <p><u>第10条の4 条例第4条第3項の公衆衛生の見地から望ましい施設の構造及び設備は、<u>食品の冷却保存をする設備が電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であることとする。</u></u></p>	<p>(公衆衛生の見地から望ましい営業施設の基準)</p> <p><u>第10条の5 条例第4条第3項の公衆衛生の見地から望ましい施設の構造及び設備は、<u>別表第3のとおりとする。</u></u></p> <p><u>(食品衛生責任者の責務)</u></p> <p><u>第11条 食品衛生責任者は、<u>営業者（食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）の指示に従い、衛生管理に当たるものとする。</u></u></p> <p><u>(営業許可を受けた者が置く食品衛生責任者の資格)</u></p> <p><u>第11条の2 食品衛生責任者のうち、<u>法第52条第1項の許可を受けた者が置く食品衛生責任者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></u></p> <p><u>(1) 法第48条第6項に規定する食品衛生管理者となることができる資格を有する者</u></p> <p><u>(2) 政令第9条第1項に規定する食品衛生監視員となることができる資格を有する者</u></p> <p><u>(3) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士</u></p> <p><u>(4) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師</u></p> <p><u>(5) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第2条に規定する製菓衛生師</u></p> <p><u>(6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第12条第1項の食鳥処理衛生管理者</u></p> <p><u>(7) 船舶料理士に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）第2条の船舶料理士</u></p> <p><u>(8) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第2条第3号に規定するふぐ処理師</u></p> <p><u>(9) 知事又はその他の者が行う食品衛生責任者の養成に関する講習会（知事以外の者が行う講習会にあっては、知事が指定したものに限る。）の課程を修了した者</u></p> <p><u>(10) 都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市（以下「中核市」という。）が定める衛生関係の条例に基づく資格又は都道府県の知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長が食品衛生等に関して当該資格と同等以上の知識を有するものとして認めた資格を有する</u></p>
---	--

<p>(認定生食用食肉取扱者の責務等)</p> <p>第11条 <u>認定生食用食肉取扱者（知事が生食用食肉を取り扱う者として適切と認めた者をいう。）は、知事又は知事が適当と認めた者が行う食品衛生に係る最新の知見等に関する講習会（知事以外の者が行う講習会にあっては、知事が指定したものに限る。）を定期的受講するものとする。</u></p>	<p>者</p> <p>2 <u>前項の食品衛生責任者は、知事又はその他の者が行う食品衛生等に係る知識の修得に関する講習会（知事以外の者が行う講習会にあっては、知事が指定したものに限る。）を定期的受講するものとする。</u></p> <p>(営業許可を受けた者が設置した食品衛生責任者の届出)</p> <p>第11条の3 <u>法第52条第1項の許可を受けた者は、食品衛生責任者を置いたとき（当該許可を受ける前に食品衛生責任者を置いていた場合にあっては、当該許可を受けたとき）は、15日以内に、様式第6号の6により、当該許可に係る施設の所在地の総合事務所長に届け出るものとする。食品衛生責任者を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(報告等が必要な食品取扱者の症状)</p> <p>第11条の4 <u>条例別表第1の2の項(3)の規定による食品取扱者が報告し、必要な指示を受けなければならない症状は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>黄疸</u></p> <p>(2) <u>下痢</u></p> <p>(3) <u>腹痛</u></p> <p>(4) <u>発熱</u></p> <p>(5) <u>発熱を伴う喉の痛み</u></p> <p>(6) <u>感染が疑われる火傷、切傷等の皮膚の外傷</u></p> <p>(7) <u>耳、目又は鼻からの分泌（病的なものに限る。）</u></p> <p>(8) <u>吐き気又はおう吐</u></p> <p>(生食用食肉衛生管理責任者の責務等)</p> <p>第11条の5 <u>条例別表第1の3の項(1)に規定する生食用食肉衛生管理責任者（以下「生食用食肉衛生管理責任者」という。）は、生食用食肉の基準及び規格が遵守されるように、生食用食肉を取り扱う施設の衛生管理に当たるものとする。</u></p> <p>2 <u>条例別表第1の3の項(1)に規定する生食用食肉の取扱いに関する講習は、都道府県、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に規定する市若しくは特別区の長又は知事が適当と認めた者が行う生食用食肉の安全性を確保するために必要な知識を習得させるための講習会（知事以外の者が行う講習会にあっては、知事が指定したものに限る。）とす</u></p>
---	---

<p>(生食用食肉取扱者の届出)</p> <p>第11条の2 <u>法第55条第1項の許可を受けた者が法第13条第1項の規定による生食用食肉の加工基準により加工することとされた生食用食肉の加工を行う者(以下「生食用食肉取扱者」という。)</u>を置いたとき(当該許可を受ける前に<u>生食用食肉取扱者</u>を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたとき)は、15日以内に、<u>様式第6号の6</u>により、当該許可に係る施設の所在地を所管する総合事務所に届け出るものとする。<u>生食用食肉取扱者</u>を変更したときも、同様とする。</p> <p>(営業の許可の申請書)</p> <p>第12条 <u>省令第67条の申請書及び省令第70条の2の届出書</u>は、<u>様式第7号</u>によるものとする。</p> <p>2 <u>法第55条第1項の許可の有効期間の満了に際し引き続き営業の許可を受けようとする者は、前項の申請書を当該許可の有効期間の満了の日の20日前までに総合事務所に提出しなければならない。</u></p> <p>(営業の許可の有効期間)</p> <p>第12条の2 <u>法第55条第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から6年を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。ただし、次の各号に掲げる施設における許可の有効期間は、当該許可の日からそれぞれ当該各号に定める年数を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>条例第3条第1項の認定を受けている施設</u> 7年</p> <p>(4) <u>政令第35条第2号に規定する営業に係る施設</u> <u>7年</u></p> <p>(5) <u>条例別表第1の1の項第5号オの適用を受ける施設(別表第1の1の項の共通基準を全て満たす場合を除く。)</u> <u>5年</u></p> <p>(6) <u>条例別表第1の4の項の適用を受ける施設(第10条の4に規定する公衆衛生の見地から望ましい施設の構造及び設備を満たす施設である場合</u></p>	<p>る。</p> <p>3 <u>生食用食肉衛生管理責任者は、知事又は知事が適当と認めた者が行う生食用食肉の衛生的な取扱いに関する講習会(知事以外の者が行う講習会にあつては、知事が指定したものに限る。)</u>を定期的に受講するものとする。</p> <p>(生食用食肉衛生管理責任者の届出)</p> <p>第11条の6 <u>法第52条第1項の許可を受けた者は、生食用食肉衛生管理責任者を置いたとき(当該許可を受ける前に生食用食肉衛生管理責任者を置いていた場合にあつては、当該許可を受けたとき)は、15日以内に、様式第6号の7により、当該許可に係る施設の所在地を所管する総合事務所に届け出るものとする。生食用食肉衛生管理責任者を変更したときも、同様とする。</u></p> <p>(営業の許可の申請書)</p> <p>第12条 <u>省令第67条第1項及び第2項の申請書</u>は、<u>様式第7号</u>によるものとする。</p> <p>2 <u>省令第67条第2項の申請書は、当該許可の有効期間の満了の日の20日前までに総合事務所に提出しなければならない。</u></p> <p>(営業の許可の有効期間)</p> <p>第12条の2 <u>法第52条第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から5年を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。ただし、次の各号に掲げる施設における許可の有効期間は、当該許可の日からそれぞれ当該各号に定める年数を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>条例第3条の2第1項の認定を受けている施設</u> 7年</p> <p>(4) <u>別表第3に掲げる施設の構造及び設備の基準に合うと認められる施設</u> <u>6年</u></p> <p>(5) <u>自動販売機施設</u> <u>6年</u></p>
---	--

<p>を除く。) 5年</p> <p>(魚介類販売業にかかる営業施設の特例)</p> <p><u>第12条の3 条例別表第1の2の項第4号エの規則で定める場合は、鳥取県沖で採取される生食用の岩がき(養殖されているものを除く。)を処理する場合とする。</u></p> <p>(許可証等の様式)</p> <p><u>第12条の4 略</u></p> <p>(許可証等の再交付申請等の手続)</p> <p>第13条 <u>法第55条第1項</u>の許可を受けた者は、<u>条例第5条第3項又は第4項の規定により許可証又は許可標識の再交付又は書換交付を受けようとするときは、様式第10号による申請書を総合事務所に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第55条第1項</u>の許可を受けた者は、許可証若しくは許可標識の再交付を受けた後において亡失した許可証若しくは許可標識を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消しがあったとき、又は許可に係る施設を廃止したときは、許可証又は許可標識を総合事務所に返納しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 認定事業者は、認定証の再交付を受けた後において亡失した認定証を発見したとき、<u>条例第3条第3項の規定により認定がその効力を失ったとき、同条第4項の規定により認定が取り消されたとき、認定に係る施設を廃止したとき、又は第15条第3項の規定により認定を辞退したときは、認定証を知事に返納しなければならない。</u></p> <p>(営業の廃止等の届出)</p> <p>第15条 <u>法第55条第1項</u>の許可を受けた者、<u>法第57条第1項の規定による届出をした者又は認定事業者は、許可又は届出に係る営業を廃止したときは様式第13号により、条例第3条第1項の認定に係る施設を廃止したときは様式第13号の2により速やかにその旨を総合事務所長又は知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>営業又は施設の廃止が法第55条第1項の許可を受けた者、法第57条第1項の規定による届出をした者又は認定事業者の死亡又は解散によるものであるときは、その相続人又は清算人が前項の届出をしな</u></p>	<p>(許可証等の様式)</p> <p><u>第12条の3 略</u></p> <p>(許可証等の再交付申請等の手続)</p> <p>第13条 <u>法第52条第1項</u>の許可を受けた者は、<u>条例第5条第3項又は第4項の規定により許可証又は許可標識の再交付又は書換交付を受けようとするときは、様式第10号による申請書を総合事務所に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第52条第1項</u>の許可を受けた者は、許可証若しくは許可標識の再交付を受けた後において亡失した許可証若しくは許可標識を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消しがあったとき、又は許可に係る施設を廃止したときは、許可証又は許可標識を総合事務所に返納しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 認定事業者は、認定証の再交付を受けた後において亡失した認定証を発見したとき、<u>条例第3条の2第3項の規定により認定がその効力を失ったとき、同条第4項の規定により認定が取り消されたとき、認定に係る施設を廃止したとき、又は第15条第3項の規定により認定を辞退したときは、認定証を知事に返納しなければならない。</u></p> <p>(施設の廃止等の届出)</p> <p>第15条 <u>法第52条第1項</u>の許可を受けた者又は認定事業者は、<u>同項の許可又は条例第3条の2第1項の認定に係る施設を廃止したときは、様式第13号による届書により速やかにその旨を総合事務所長又は知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>施設の廃止が法第52条第1項の許可を受けた者又は認定事業者の死亡又は解散によるものであるときは、その相続人又は清算人が前項の届出をしな</u></p>
---	--

<p>ればならない。</p> <p>3 認定事業者は、様式第14号による届書により知事に届け出て、<u>条例第3条第1項</u>の認定を辞退することができる。</p> <p>(自主回収届の様式)</p> <p><u>第16条 法第58条第1項の規定による届出は、様式第15号により行うものとする。</u></p> <p>(書類の提出)</p> <p><u>第17条 略</u></p> <p><u>別表(第7条関係) 略</u></p>	<p>3 認定事業者は、様式第14号による届書により知事に届け出て、<u>条例第3条の2第1項</u>の認定を辞退することができる。</p> <p>(書類の提出)</p> <p><u>第16条 略</u></p> <p><u>別表第1(第7条関係) 略</u></p> <p><u>別表第2(第10条関係)</u></p> <p><u>1 一般事項</u></p> <p>(1) <u>施設設備及び機械器具の清掃、洗浄及び消毒の方法を定めた手順書を作成すること。</u></p> <p>(2) <u>(1)の手順書には、清掃等を行う場所及び機械器具、作業責任者並びに清掃等の頻度及び点検の方法を記載すること。</u></p> <p>(3) <u>1年に1回以上製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態の確認及び衛生管理の効果の検証を行い、必要に応じて(1)の手順書の内容の見直しを行うこと。</u></p> <p><u>2 衛生管理の組織体制</u></p> <p><u>衛生管理の実施に当たっては、その組織体制を明らかにする文書を作成すること。</u></p> <p><u>3 食品取扱施設における衛生管理</u></p> <p>(1) <u>食品取扱施設の衛生管理</u></p> <p><u>条例別表第1の1の項(1)のアに規定する清掃の実施状況を点検した記録を作成し、1年以上保存すること。</u></p> <p>(2) <u>食品取扱設備等の衛生管理</u></p> <p><u>条例別表第1の1の項(2)のアの洗浄及び消毒の実施状況を点検した記録を作成し、1年以上保存すること。</u></p> <p>(3) <u>ねずみ及び昆虫対策</u></p> <p><u>条例別表第1の1の項(3)に規定する点検及び駆除の実施に係る記録を作成し、1年以上保存すること。</u></p> <p>(4) <u>廃棄物及び排水の取扱い</u></p> <p><u>廃棄物の保管及びその廃棄の方法を定めた手順書を作成すること。</u></p> <p>(5) <u>食品等の取扱い</u></p>
--	---

ア 条例別表第1の1の項(5)のアに規定する点検の実施に係る記録を作成し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

イ 食品等（条例別表第1の1の項(5)のエの(イ)に規定する食品等をいう。以下同じ。）の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。

(ア) 原材料、製品及び容器包装は、ロットごとに管理すること。

(イ) 製品ごとにその特性、原材料等について記載した製品説明書を作成し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

(ウ) 1年に1回以上原材料及び製品について自主検査を行い、法第13条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準又は規格への適合性を確認するとともに、その結果を記録し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

(6) 使用水等の管理

ア 条例別表第1の1の項(6)のウに規定する清掃の実施に係る記録を作成し、1年以上保存すること。

イ 同項(6)のエの点検の実施に係る記録を作成し、1年以上保存すること。

(7) 食品等の取扱いに関する記録の作成及び保存

取り扱う食品等について、次の事項について記録を作成し、食品については消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

ア 仕入年月日

イ 仕入元の名称及び所在地

ウ 食品等の名称

エ ロットの確認を行うための情報（年月日表示、ロット番号等）

オ 出荷又は販売年月日（仕出屋以外の小売段階においては、不要とする。（カ）において同じ。）

カ 出荷又は販売先の名称及び所在地

キ 仕入れの際の原材料の鮮度、包装の状態等についての点検結果

(8) 管理運営要領の見直し

1年に1回以上製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することによ

り、条例別表第1の2の項(7)の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じてその内容の見直しを行うこと。

4 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 食品取扱者の作業前の健康状態を点検した記録を作成し、1年以上保存すること。

(2) 食品取扱者の健康診断を1年に1回以上行い、その結果を1年以上保存すること。

5 食品取扱施設における食品取扱者等に対する教育訓練

(1) 衛生教育についての実施計画を作成し、1年に1回以上実施すること。

(2) 実施状況について記録を作成し、1年以上保存すること。

(3) 1年に1回以上教育訓練の効果の評価を行い、必要に応じて(1)の実施計画の見直しを行うこと。

別表第3 (第10条の5 関係)

1 共通基準

(1) 営業施設の構造及び設備

ア 調理室、製造室又は処理室の床は、排水が良い構造とすること。

イ 調理室、製造室又は処理室の天井は、平滑な構造とすること。

(2) 食品取扱設備等

食品を冷却し、又は保存するための設備内の温度を確認するための温度計は、外部から見やすい位置とすること。

2 個別基準

(1) 飲食店営業

ア 弁当、折詰その他一時に多人数に対する調理又は仕出しをする場合は、放冷設備を備えた詰合室又は配膳室を設けること。

イ 洗浄設備は、二槽式以上のものとすること。

ウ 客席を設ける場合の流水式手洗設備及び手指の消毒設備は、来客者が常に使用できる位置に設けること。

(2) 喫茶店営業

(1)の基準のうち、イ及びウと同様とする。

(3) 食品の冷凍又は冷蔵業

区画された冷凍室又は冷蔵室を設けること。

(4) そうざい製造業

ア 加熱調理するそうざいを製造する場合は、

様式第 3 号 (第 4 条関係)

製品検査申請書

職 氏 名 様

食品衛生法第25条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

略

添付書類 略

注 略

様式第 5 号 (第 6 条関係)

検査命令に基づく製品検査申請書

職 氏 名 様

食品衛生法第26条第 1 項の規定による製品検査を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

区画された放冷室を設けること。

イ (1)の基準のうちイと同様とする。

3 自動車による移動型の営業施設についての特例
飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業及び魚介類販売業

(1) 食品の冷却保存をする設備は、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であること。

(2) 食品を冷却し、又は保存するための設備内の温度を確認するための温度計は、外部から見やすい位置とすること。

4 露店形態による営業施設についての特例
飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業
3の(1)及び(2)の基準と同様とする。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

製品検査申請書

職 氏 名 様

食品衛生法第25条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

略

添付書類 略

注 略

様式第 5 号 (第 6 条関係)

検査命令に基づく製品検査申請書

職 氏 名 様

食品衛生法第26条第 1 項の規定による製品検査を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

収入証紙
はり付け欄

収入証紙
はり付け欄

記

略

添付書類 略

様式第6号の2（第10条関係）

鳥取県HACCP適合施設認定（更新）申請書
職 氏 名 様

鳥取県HACCP適合施設の認定（更新）を受けた
いので、鳥取県食品衛生条例第3条第1項の規定に基
づき、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所（法人にあつては、
主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、
名称及び代表者の氏名）

記

略

添付書類 略

様式第6号の3（第10条関係）

認定番号

鳥取県HACCP適合施設認定証

氏名（法人の場合は、名称）

営業の種類

製品の種類

施設の名称

施設の所在地

当初認定年月日 年 月 日

認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

鳥取県食品衛生条例第3条第1項の規定により、上
記のとおり認定する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第6号の4（第10条の2関係）

相続（合併・分割）による認定事業者の地位の承継届
職 氏 名 様

認定事業者の地位を承継したので、鳥取県食品衛生
条例施行規則第10条の2第2項の規定により、下記のと
おり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主
たる事務所の所在地）

記

略

添付書類 略

様式第6号の2（第10条の2関係）

鳥取県HACCP適合施設認定（更新）申請書
職 氏 名 様

鳥取県HACCP適合施設の認定（更新）を受けた
いので、鳥取県食品衛生条例第3条の2第1項の規定
に基づき、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所（法人にあつては、
主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、
名称及び代表者の氏名）

記

略

添付書類 略

様式第6号の3（第10条の2関係）

認定番号

鳥取県HACCP適合施設認定証

氏名（法人の場合は、名称）

営業の種類

製品の種類

施設の名称

施設の所在地

当初認定年月日 年 月 日

認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

鳥取県食品衛生条例第3条の2第1項の規定によ
り、上記のとおり認定する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第6号の4（第10条の3関係）

相続（合併・分割）による認定事業者の地位の承継届
職 氏 名 様

認定事業者の地位を承継したので、鳥取県食品衛生
条例施行規則第10条の4第2項の規定により、下記のと
おり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主
たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
記

略

添付書類 略

様式第 6 号の 5（第10条の 3関係）
鳥取県HACCP適合施設の変更届
職 氏 名 様
鳥取県HACCP適合施設の認定について変更があったので、鳥取県食品衛生条例施行規則第10条の 3の規定により、下記のとおり届け出ます。
年 月 日
届出者 郵便番号
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
記

略

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
記

略

添付書類 略

様式第 6 号の 5（第10条の 4関係）
鳥取県HACCP適合施設の変更届
職 氏 名 様
鳥取県HACCP適合施設の認定について変更があったので、鳥取県食品衛生条例施行規則第10条の 5の規定により、下記のとおり届け出ます。
年 月 日
届出者 郵便番号
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
記

略

様式第 6 号の 6（第11条の 3関係）
食品衛生責任者設置（変更）届
職 氏 名 様
食品衛生責任者を設置（変更）したので、鳥取県食品衛生条例施行規則第11条の 3の規定により、下記のとおり届け出ます。
年 月 日
届出者 郵便番号
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
記

施設	所在地	
	名 称	
許可番号		
営業の種類		
食品衛生責任者	氏名	
	資格	
食品衛生責任者の設置（変更）予定年月日		

添付書類 食品衛生責任者を 2 名以上設置する場合には、変更後の食品衛生

様式第 6 号の 6 (第11条の 2 関係)

生食用食肉取扱者設置 (変更) 届

職 氏 名 様

生食用食肉取扱者を設置 (変更) したので、鳥取県食品衛生条例施行規則第11条の 2 の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略	
<u>生食用食肉取扱者の氏名</u>	
<u>生食用食肉取扱者の設置 (変更) 予定年月日</u>	

添付書類

(1) 生食用食肉を取り扱う者として認められた者であることを証する書類の写し

(2) 生食用食肉取扱者を 2 名以上設置する場合においてその一部を変更するときは、変更後の生食用食肉取扱者の一覧表

様式第 8 号 (第12条の 4 関係)

番 号

営 業 許 可 証

氏名 (法人の場合は、名称)

営業所の名称、屋号又は商号

営業の種類

営業所所在地

有効期間

その他の条件

食品衛生法第 55 条第 1 項の規定により、上記のとおり許可する。

年 月 日

職 氏 名 印

生責任者の一覧表

注 食品衛生責任者の資格欄は、鳥取県食品衛生法施行細則第11条の 2 第 1 項各号のいずれか該当する資格を記載すること。なお、資格の取得を予定している場合は、取得予定時期を記入すること。

様式第 6 号の 7 (第11条の 6 関係)

生食用食肉衛生管理責任者設置 (変更) 届

職 氏 名 様

生食用食肉衛生管理責任者を設置 (変更) したので、鳥取県食品衛生条例施行規則第11条の 6 の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

略	
<u>生食用食肉衛生管理責任者の氏名</u>	
<u>生食用食肉衛生管理責任者の設置 (変更) 予定年月日</u>	

添付書類

(1) 生食用食肉の取扱いに関する講習を受講したことを証する書類の写し

(2) 生食用食肉衛生管理責任者を 2 名以上設置する場合においてその一部を変更するときは、変更後の生食用食肉衛生管理責任者の一覧表

様式第 8 号 (第12条の 3 関係)

番 号

営 業 許 可 証

氏名 (法人の場合は、名称)

営業所の名称、屋号又は商号

営業の種類

営業所所在地

有効期間

その他の条件

食品衛生法第 52 条第 1 項の規定により、上記のとおり許可する。


年 月 日

職 氏 名 印

様式第9号 (第12条の4関係)

その1 略

その2 自動販売機用

食品衛生法許可済 第 号	
営業者氏名	
営業所の名称等	
設置場所	
許 可 期 限 年 月 日まで	
鳥取県	
	機体番号
	屋内許可 要・不要

様式第10号 (第13条関係)

営業許可証 (許可標識) 再交付 (書換交付) 申請書
職 氏 名 様

下記の営業許可証 (許可標識) の再交付 (書換交付) を受けたいので、申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所 (法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

様式第13号の2 (第15条関係)

鳥取県HACCP適合施設の廃止届

職 氏 名 様

下記のとおり施設を廃止したので、届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所 (法人にあっては、主たる事務所
の所在地)


氏名 (法人にあっては、名称及び代表
者の氏名)

記

様式第9号 (第12条の3関係)

その1 略

その2 自動販売機用

食品衛生法許可済 第 号	
営業者氏名	
営業所の名称等	
設置場所	
許 可 期 限 年 月 日まで	
鳥取県	
	機体番号

様式第10号 (第13条関係)

収入証紙
はり付け欄

営業許可証 (許可標識) 再交付 (書換交付) 申請書
職 氏 名 様

下記の営業許可証 (許可標識) の再交付 (書換交付) を受けたいので、申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所 (法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

認 定 番 号	
施 設 の 所 在 地	
施 設 の 名 称 等	
営 業 の 種 類	
廃 止 年 月 日	
添付書類 鳥取県HACCP適合施設認定証	

第2条 鳥取県食品衛生条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

職 氏名 様

整理番号：
※届出者による記載は不要です。

食品衛生管理者選任（変更）届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。（※営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目（色付き項目）は記載を省略することができます。）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地 (ふりがな)		
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 年 月 日生		
施設情報	施設の所在地 (ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別		①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの） ②加糖粉乳 ⑤魚肉ハム ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ③調製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑨マーガリン ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ④食肉製品 ⑦放射線照射食品 ⑩ショートニング	
食品衛生管理者情報	氏名	(ふりがな) 年 月 日生	
	住所		
	職名		
	職種		
	職務内容		
	選任（変更）年月日	年 月 日	
備考	添付書類		<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面
	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

様式第 7 号及び様式第 11 号から様式第 13 号までを次のように改める。

様式第 7 号（第12条関係）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する 営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面（色付き）：許可のみ】

申請者・届出者情報	食品衛生法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別			
	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日	
使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合			
① 水道水 （ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ）				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
	ふぐ処理師氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可） <input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果			
	営業を譲り受けたことを証する旨 			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類		備考
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

様式第 11 号 (第 13 条の 2 関係)

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）	

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
備考			

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏 名 様

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※ 太枠項目については変更がある項目のみ記載してください。

※ 変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限り。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
	業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>
		輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

申請者・届出者情報	食品衛生法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号	※自動車において調理をする営業の場合
① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）			
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
ふぐ処理師氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

様式第 13 号 (第 15 条関係)

年 月 日
 整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

廃業届

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
 ※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）
 ※太枠内は、必ず記載してください。
 ※色付き箇所は営業許可のみ記載してください。

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
営業届出	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の名称、屋号又は商号		
営業届出	営 業 の 形 態		備 考
	1		
	2		
	3		
担当者	廃業年月日		
	(ふりがな)	電話番号	
営業施設情報	担当者氏名		
	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営 業 の 種 類	備 考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

様式第 14 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第15号（第16条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

自主回収届（着手／変更／終了）

食品衛生法第 58 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届出します。

届出者情報	郵便番号	電話番号	F A X 番号
	電子メールアドレス		法人番号
	届出者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 ※食品表示法に関する自主回収の場合は表示に責任を有する者			
回収担当部門	郵便番号	電話番号	F A X 番号
	電子メールアドレス		
	回収担当部門所在地		
	回収担当部門・担当者氏名 (ふりがな) ※食品表示法に関する自主回収の場合は表示に責任を有する者		
回収委託先情報	郵便番号	電話番号	F A X 番号
	電子メールアドレス		法人番号
	委託事業者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
委託事業者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			
製造所又は加工所情報	郵便番号	電話番号	F A X 番号
	電子メールアドレス		法人番号
	製造所又は加工所の所在地		
	(ふりがな)		
製造所又は加工所の名称（屋号、商号は追記してください。）※法人にあつては、その名称			
回収する食品等の情報等	食品等の一般名称	商品名	
	食品等の特定情報（形態、内容量、消費期限、賞味期限、J A Nコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等）		
	※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		
	回収の理由	内容	
<input type="checkbox"/> ①食品衛生法に違反 <input type="checkbox"/> ②食品衛生法に違反するおそれ <input type="checkbox"/> ③食品表示法に違反 <input type="checkbox"/> ④食品表示法に違反するおそれ			

回収する食品等の情報等	回収着手時点における販売状況（販売地域、販売先、販売日、販売数量等）※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。	
	回収に着手した年月日	
	回収の方法（回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等）	
	回収状況（販売数量に対する回収数量、回収終了等）※届出時点	
	健康被害の発生状況（生命又は身体に対する危害の発生の有無）	
	健康への危険の程度※	内容
画像（商品の全体が分かる画像、表示（食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号・ロット番号等）		
※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		
備考		
担当者	(ふりがな)	電話番号
	担当者氏名	

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第78号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) ふぐ取扱い営業 条例第2条第4号に規定するふぐ取扱い営業をいう。</u></p>
<p>(免許の申請)</p> <p>第6条 条例第4条第1項の免許を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>(1) 条例第5条に規定するふぐ処理師試験の合格証書の写し(条例第4条第1項第2号に該当する者にあつては、同号の都道府県の知事によりふぐの処理ができる者として認められていることを証する書面)</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第6条 条例第4条第1項の免許を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>(1) 条例第5条に規定するふぐ処理師試験の合格証書の写し(条例第4条第1項第2号の免許を受けている者は、同号の都道府県の知事が発行したその旨を証する書面)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(条例第4条第1項第2号の規則で定める都道府県の知事)</u></p> <p>第7条 条例第4条第1項第2号の規則で定める都道府県の知事は、別表第2のとおりとする。</p>
<p>(ふぐ処理師名簿の登録事項)</p> <p>第7条 条例第4条第2項のふぐ処理師名簿(以下「ふぐ処理師名簿」という。)に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 条例第4条第1項第1号又は第2号のいずれに該当するかの別及び次に掲げる区分に応じそれぞれに定める事項</u></p> <p><u>ア 条例第4条第1項第1号に該当するとき</u> ふぐ処理師試験の合格年月日</p> <p><u>イ 条例第4条第1項第2号に該当するとき</u> ふぐの処理ができる者として認めた都道府県(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に基づき保健所を設置する市又は特別区を含む。)の名称及びその年月日</p> <p>(5) 略</p>	<p>(ふぐ処理師名簿の登録事項)</p> <p>第8条 条例第4条第2項のふぐ処理師名簿(以下「ふぐ処理師名簿」という。)に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

<p>(6) 略 (7) 略</p> <p>(免許証の様式) 第8条 略</p> <p>(免許証の書換交付の申請) 第9条 略</p> <p>(免許証の再交付の申請) 第10条 略</p> <p>(ふぐ処理師名簿の登録事項の訂正) 第11条 略</p> <p>(免許証の返納) 第12条 ふぐ処理師（ふぐ処理師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに様式第5号による届出書により知事に届け出るとともに、免許証を知事に返納しなければならない。</p> <p>(1) 条例第10条第1項の規定により免許の取消しを受けたとき。 (2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(ふぐ処理師試験) 第13条 条例第5条に規定するふぐ処理師試験（以下「試験」という。）は、次の科目について行う。</p> <p>(1) <u>水産食品の衛生に関する知識</u> (2) <u>ふぐに関する一般知識</u> (3) <u>ふぐ処理の実技（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）</u></p> <p>(試験の告示) 第14条 略</p> <p>(受験手続) 第15条 試験を受けようとする者は、様式第6号によ</p>	<p>(5) 略 (6) 略</p> <p>(免許証の様式) 第9条 略</p> <p>(免許証の書換交付の申請) 第10条 略</p> <p>(免許証の再交付の申請) 第11条 略</p> <p>(ふぐ処理師名簿の登録事項の訂正) 第12条 略</p> <p>(免許証の返納) 第13条 ふぐ処理師（ふぐ処理師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに様式第5号による届出書により知事に届け出るとともに、免許証を知事に返納しなければならない。</p> <p>(1) 条例第11条第1項の規定により免許の取消しを受けたとき。 (2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(ふぐ処理師試験) 第14条 条例第5条に規定するふぐ処理師試験（以下「試験」という。）は、次の科目について行う。</p> <p>(1) <u>衛生関係法規</u> (2) <u>公衆衛生学</u> (3) <u>食品衛生学</u></p> <p>(4) <u>ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識</u> (5) <u>ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）</u></p> <p>2 <u>知事は、条例第7条第1号に規定する者については、前項第2号及び第3号の試験科目を免除する。</u></p> <p>(試験の告示) 第15条 略</p> <p>(受験手続) 第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号によ</p>
--	--

る受験願書に、写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）を添えて知事に提出しなければならない。

(合格証書)

第16条 略

(麻薬等の中毒者に係る意見を聴く者)

第17条 条例第8条第2項（条例第10条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条に規定する精神保健指定医とする。

る受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）

(2) 条例第7条第1号に規定する者にあつては、調理師免許証の写し

(3) 条例第7条第2号に規定する者にあつては、次に掲げる書類

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であることを証する書類

イ 条例第7条第2号に規定する認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類

(4) 条例第7条第3号に規定する者にあつては、次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類

イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号若しくは第16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

(合格証書)

第17条 略

(麻薬等の中毒者に係る意見を聴く者)

第18条 条例第9条第2項（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条に規定する精神保健指定医とする。

(認証の申請)

第19条 条例第12条第1項の認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、様式第7号による申請書に認証を受けようとする施設に置く専任のふぐ処理師（以下「専任ふぐ処理師」という。）の免許証の写しを添えて総合事務所に申請しなければならない。

(認証営業台帳の登録事項)

第20条 条例第12条第3項の認証営業台帳（以下「認証営業台帳」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 認証番号及び認証年月日
- (2) 営業所の所在地、屋号及び営業者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
- (3) 専任ふぐ処理師の登録番号及び氏名
- (4) 認証の取消しに関する事項
- (5) 条例第12条第4項の規定による申請に基づき同条第3項の認証書（以下「認証書」という。）を書換交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- (6) 条例第12条第5項の規定による申請に基づき認証書を再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- (7) 条例第14条第1項の規定により、条例第12条第4項に規定する認証営業業者（以下「認証営業業者」という。）の地位の承継があった場合には、その旨並びに認証営業業者の地位を承継した者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）及び地位を承継した年月日
- (8) 登録の抹消をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

(認証書の様式)

第21条 認証書は、様式第8号によるものとする。

(認証書の書換交付の申請)

第22条 条例第12条第4項の規定による申請は、様式第9号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 認証書
- (2) 専任ふぐ処理師を変更する場合には、専任ふぐ処理師の免許証の写し
- (3) 前号以外の事項を変更する場合には、書換交付の原因となる事実を証する書類

(認証書の再交付の申請)

第23条 条例第12条第5項の規定による申請は、様式第10号による申請書に、認証書を損傷した場合には、損傷した認証書を添えて行わなければならない。

(地位の承継の申請)

	<p><u>第24条</u> 条例第14条第2項の規定による申請は、様式第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) <u>認証書</u></p> <p>(2) <u>承継の原因が相続の場合にあっては、認証営業者の地位を承継する者の戸籍謄本</u></p> <p>(3) <u>承継の原因が相続であって相続人が2人以上ある場合にあっては、認証営業者の地位を承継する者以外の相続人全員の同意書</u></p> <p>(4) <u>承継の原因が合併又は分割による場合にあっては、認証営業者の地位を承継する法人の登記事項証明書</u></p> <p>(<u>認証営業台帳の登録事項の訂正</u>)</p> <p><u>第25条</u> 総合事務所長は、前3条の申請に基づき認証書の書換交付又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。</p> <p>(<u>認証書の返納</u>)</p> <p><u>第26条</u> 認証営業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに様式第12号による届出書により総合事務所長に届け出るとともに、認証書を総合事務所長に返納しなければならない。</p> <p>(1) <u>条例第15条第1項又は第2項の規定により認証の取消しを受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>認証書の再交付を受けた後において亡失した認証書を発見したとき。</u></p> <p>(3) <u>ふぐ取扱い営業を廃止したとき。</u></p> <p>2 <u>ふぐ取扱い営業の廃止が認証営業者の死亡又は解散によるものである場合には、前項に規定する届出及び返納は、その相続人又は清算人が行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>総合事務所長は、第1項第1号又は第3号に規定する届出を受けたときは、認証営業台帳の登録事項を抹消するものとする。</u></p>
<p>(ふぐ処理師の確認を要するふぐ加工製品)</p> <p><u>第18条</u> 条例第12条の規則で定めるふぐ加工製品は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(ふぐ処理師の確認を要するふぐ加工製品)</p> <p><u>第27条</u> 条例第17条の規則で定めるふぐ加工製品は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(処理の確認のために記録すべき事項)</p> <p><u>第19条</u> 条例第13条の規則で定める事項は、次のとおりとし、ロット（同一製造工場において同一日に製造された同一種類の製品の一群をいう。以下同</p>	<p>(処理の確認のために記録すべき事項)</p> <p><u>第28条</u> 条例第18条の規則で定める事項は、次のとおりとし、ロット（同一製造工場において同一日に製造された同一種類の製品の一群をいう。以下同</p>

じ。) ごとに記録するものとする。

(1) 略

(2) 処理をしたふぐ処理師又は条例第3条第1号
に規定する許可営業者の住所及び氏名

(3)～(5) 略

2 略

(記録の保存期間)

第20条 条例第13条の規定により記録を保存する期間
は、当該ふぐ加工製品の消費期限又は賞味期限に1
月を加えた期間とする。ただし、前条第1項第5号
に掲げる事項に関する記録を保存する期間は、当該
ふぐ加工製品の出荷の日から1年間とする。

(書類の提出)

第21条 条例又はこの規則の規定により知事に提出す
る申請書その他の書類は、所管の総合事務所長（所
管の総合事務所長がない場合にあつては、知事が別
に定める機関の長）に提出しなければならない。た
だし、県外に住所を有する者が、第6条、第9条、
第10条、第12条又は第15条の規定により知事に提出
する場合は、直接知事に提出することができる。

様式第1号（第6条関係）

ふぐ処理師免許申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第1項の
規定によるふぐ処理師の免許を受けたいので、次のと
おり申請します。

年 月 日
郵便番号
住 所
フリガナ

申請者 氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号

略

じ。) ごとに記録するものとする。

(1) 略

(2) 処理をしたふぐ処理師又は認証営業者の住所
及び氏名

(3)～(5) 略

2 略

(記録の保存期間)

第29条 条例第18条の規定により記録を保存する期間
は、当該ふぐ加工製品の消費期限又は賞味期限に1
月を加えた期間とする。ただし、前条第1項第5号
に掲げる事項に関する記録を保存する期間は、当該
ふぐ加工製品の出荷の日から1年間とする。

(書類の提出)

第30条 条例又はこの規則の規定により知事に提出す
る申請書その他の書類は、所管の総合事務所長（所
管の総合事務所長がない場合にあつては、知事が別
に定める機関の長）に提出しなければならない。た
だし、県外に住所を有する者が、第6条、第10条、
第11条、第13条又は第16条の規定により知事に提出
する場合は、直接知事に提出することができる。

別表第2（第7条関係）

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川
県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 岡山
県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡
県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

様式第1号（第6条関係）

ふぐ処理師免許申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第1項の
規定によるふぐ処理師の免許を受けたいので、次のと
おり申請します。

年 月 日
郵便番号
住 所

申請者 氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号

略

申請者の欠格要件	略	
	ふぐ処理師の免許を受けることなくふぐ取扱いを行って刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者	有（有の場合の内容及び年月日）・無
	ふぐの処理ができる者として他の都道府県知事に認められている者のうち、当該者として認められなくなった後1年を経過しない者	有（有の場合の内容及び年月日）・無

申請者の欠格要件	略	
	ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を受けることなくふぐ取扱いを行って刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者	有（有の場合の内容及び年月日）・無
	他の都道府県においてふぐ取扱いに関する免許を受けていた者のうち、当該免許を取り消された後1年を経過しない者	有（有の場合の内容及び年月日）・無

注 略

添付書類

- 1 条例第5条に規定するふぐ処理師試験の合格証書の写し（条例第4条第1項第2号に該当する者は、当該都道府県知事によりふぐの処理ができる者として認められていることを証する書面）

2・3 略

様式第2号（第8条関係） 略

様式第3号（第9条関係）

ふぐ処理師免許証書換交付申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項の規定による免許証の書換交付を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

注 略

添付書類

- 1 条例第5条に規定するふぐ処理師試験の合格証書の写し（条例第4条第1項第2号の免許を受けている者は、当該都道府県知事が発行したその旨を証する書面）

2・3 略

様式第2号（第9条関係） 略

様式第3号（第10条関係）

収入証紙
はり付け欄

ふぐ処理師免許証書換交付申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項の規定による免許証の書換交付を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号

略

添付書類 略

様式第 4 号 (第10条関係)

ふぐ処理師免許証再交付申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 4 条第 5 項の規定による免許証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

略

添付書類 略

様式第 5 号 (第12条関係)

ふぐ処理師免許証返納届

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第12条の規定によるふぐ処理師免許証の返納について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号

略	
返納の理由 (該当する番号を○で囲むこと。)	<p>1 条例第10条の規定による免許の取消し 取消しを受けた年月日 : 年 月 日</p> <p>2・3 略</p>

添付書類 略

様式第 6 号 (第15条関係)

ふぐ処理師試験受験願書

職 氏 名 様

電話番号

略

添付書類 略

様式第 4 号 (第11条関係)

収入証紙
はり付け欄

ふぐ処理師免許証再交付申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第 4 条第 5 項の規定による免許証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

略

添付書類 略

様式第 5 号 (第13条関係)

ふぐ処理師免許証返納届

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第13条の規定によるふぐ処理師免許証の返納について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号

略	
返納の理由 (該当する番号を○で囲むこと。)	<p>1 条例第11条の規定による免許の取消し 取消しを受けた年月日 : 年 月 日</p> <p>2・3 略</p>

添付書類 略

様式第 6 号 (第16条関係)

収入証紙
はり付け欄

ふぐ処理師試験受験願書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

出願者

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

添付書類 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの） 1枚

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

出願者

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

添付書類

1 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの） 1枚

2 条例第7条第1号の規定に該当する者にあつては、調理師免許証の写し

3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあつては、次に掲げる書類

(1) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類

(2) 条例第7条第2号に規定する認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類

4 条例第7条第3号の規定に該当する者にあつては、次に掲げる書類

(1) 3の(1)に掲げる書類

(2) 食品衛生法施行令第35条第14号若しくは第16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

様式第7号（第19条関係）

収入証紙
はり付け欄

ふぐ取扱い営業認証申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けるため次のふぐ処理師を専任者と定めましたので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

（法人にあつては、名称

及び代表者の氏名) 電話番号		
専任 ふぐ 処理 師	氏 名	
	登 録 番 号	第 号
営 業 所	所 在 地	
	名 称、屋 号 又は商号	
申 請 者 の 欠 格 要 件	専任ふぐ処理師若しくは ふぐ調理師を置くことな くふぐ取扱い営業を行っ たため又は食品衛生法第 6条に違反したため認証 を取り消され、その取消 しの日から起算して1年 を経過しない者	有（有の場合 の内容及び年 月日）・無
	ふぐ処理師若しくはふぐ 調理師でない者がふぐの 取扱いを行ったために刑 に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受け ることがなくなった日か ら起算して1年を経過し ない者	有（有の場合 の内容及び年 月日）・無
注 申請者の欠格要件欄は、該当する文字を○で囲む こと。		
添付書類 認証を受けようとする施設に置く専任のふ ぐ処理師の免許証の写し		
様式第8号（第21条関係）		
第 号 ふぐ取扱い営業認証書		
営業所所在地		
営業所の名称、屋号又は商号		
営業者氏名（法人にあつては名称）		
当営業所で下記のふぐ処理師が従事していることを 認証する。		
記		
氏名		
登録番号		
年 月 日 認証		
年 月 日 交付		
		職 氏名 印

様式第9号（第22条関係）

収入証紙
はり付け欄

ふぐ取扱い営業認証書書換交付申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第4項の
規定による認証書の書換交付を受けたいので、次のと
おり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 氏名

（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）

電話番号

認 証 年 月 日	年 月 日
認 証 番 号	第 号
変 更 の 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
	変 更 年 月 日

注 専任ふぐ処理師の変更の場合は、氏名及び登録番
号を変更前及び変更後の欄に記載すること。

添付書類

- 1 認証書
- 2 専任のふぐ処理師の変更の場合は、専任ふぐ処
理師の免許証の写し
- 3 専任ふぐ処理師の変更以外の場合は、書換交付
の原因となる事実を証する書類

様式第10号（第23条関係）

収入証紙
はり付け欄

ふぐ取扱い営業認証書再交付申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第5項の
規定により認証書の再交付を次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 氏名

（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）

電話番号

営 業 所	所 在 地	
	名 称、屋号 又 は 商 号	
再交付申請の理由（該当するものを○で囲むこと。）		滅失・亡失・損傷

添付書類

認証書を損傷した場合は、損傷した認証書

様式第11号（第24条関係）

収入証紙
はり付け欄

ふぐ取扱い営業認証承継申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第14条第2項の規定により認証営業者の地位の承継を次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

被承継人の氏名 又 は 法 人 名		
被承継人の住所		
承 継 事 由 （相続の場合は被承継人との続柄）		
承継事由発生の 年 月 日	年 月 日	
現 に 受 け て 認 証 受 け 取 り 中 の 認 証	営業所の 名 称、屋 号 又 は 商 号	
	営業所の 所 在 地	
	認 証 年 月 日	年 月 日
	認 証 番 号	第 号

添付書類

1 認証書

2 相続による承継の場合は、次の書類

(1) 認証営業者の地位を承継する者の戸籍謄本

(2) 相続人が2人以上あるときは、認証営業者の地位を承継する者以外の相続人全員の同意書

3 合併又は分割による承継の場合は、認証営業者の地位を承継する法人の登記事項証明書

様式第12号（第26条関係）

ふぐ取扱い営業認証書返納届

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第26条の規定によるふぐ取扱い営業認証書の返納について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

認 証 年 月 日	年 月 日
認 証 番 号	第 号
認 証 営 業 者 名	
返 納 の 理 由 (該当する番号を○で囲むこと。)	1 条例第15条の規定による認証の取消し 取消しを受けた年月日： 年 月 日 2 認証書の再交付を受けた後における亡失した認証書の発見 発見した年月日： 年 月 日 3 営業の廃止 営業を廃止した年月日： 年 月 日

添付書類 認証書（認証書の再交付を受けた後ににおいて亡失した認証書を発見したときは、再交付を受けた認証書）

(鳥取県魚介類行商条例施行規則の廃止)

第4条 鳥取県魚介類行商条例施行規則（昭和40年鳥取県規則第29号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県食品衛生条例施行規則第12条の2の規定は、この規則の施行の日以後にする食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可について適用し、同日前にされた食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第52条第1項の規定による許可については、なお従前の例による。

3 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和3年鳥取県条例第8号）附則第2項の規定により同条例第3条の規定による改正後の鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「新条例」という。）第3条第1号に規定する許可業者とみなされた者については、改正前の鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第19条から第26条までの規定は、当該者に係る旧法第52条第1項の規定による許可の有効期間の満了の日までの間、なおその効力を有する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～10 略</p>	<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～10 略</p> <p><u>11 条例別表19の22の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県魚介類行商条例施行規則（昭和40年鳥取県規則第29号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 第5条の規定による標識のはり付け</u></p> <p><u>(2) 第7条の規定による行商鑑札の再交付申請書の受理</u></p> <p><u>(3) 第9条の規定による許可申請書の記載事項の変更の届出の受理</u></p> <p><u>(4) 第10条の規定による廃業の届出の受理</u></p>
<p><u>11 条例別表19の23の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>第11条</u>の規定によるふぐ処理師名簿の登録事項の訂正</p> <p>(2) <u>第12条第1項</u>の規定による届出及び免許証の返納の受理</p> <p>(3) <u>第12条第2項</u>の規定によるふぐ処理師名簿の登録の抹消</p> <p>(4) <u>第15条</u>の規定によるふぐ処理師試験の受験願書の受理及び知事への送付</p>	<p><u>12 条例別表19の25の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>第12条</u>の規定によるふぐ処理師名簿の登録事項の訂正</p> <p>(2) <u>第13条第1項</u>の規定による届出及び免許証の返納の受理</p> <p>(3) <u>第13条第2項</u>の規定によるふぐ処理師名簿の登録の抹消</p> <p>(4) <u>第16条</u>の規定によるふぐ処理師試験の受験願書の受理及び知事への送付</p>

<p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p>	<p>(5) <u>第25条の規定による認証営業台帳の登録事項の訂正</u></p> <p>(6) <u>第26条第1項の規定による届出及び認証書の返納の受理</u></p> <p>(7) <u>第26条第3項の規定による認証営業台帳の登録事項の抹消</u></p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p>
--	--

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正に伴う経過措置)

5 新条例第3条第1号に規定する許可業者とみなされた者については、前項の規定による改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則第2条第12項（第5号から第7号までに係る部分に限る。）の規定は、当該者に係る旧法第52条第1項の規定による許可の有効期間の満了の日までの間、なおその効力を有する。